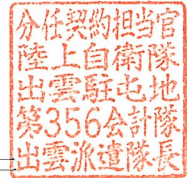


公 告

令和5年5月22日



分任契約担当官
陸上自衛隊出雲駐屯地
第356会計隊出雲派遣隊長 矢野 健二

次のとおり一般競争入札を実施する。入札心得等関係事項を承知の上参加すること。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名：使用済車両売払い
- (2) 規 格：別紙のとおり
- (3) 履行場所：陸上自衛隊出雲駐屯地
- (4) 履行期限：令和5年8月31日(木)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度、競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」C等級以上かつ、中国地域の競争参加資格を有する者
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律87号）第44条の規定により引取業者として、事業所の所在地を管轄する都道府県知事等の登録を受けている者
- (8) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (9) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達にか係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の処置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当すると省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (12) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業）を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時までに下請負申請書及び下請負者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官の承認を受けた者に限定する。
- (13) 下請負者として承認された者は、同一入札に参加することは禁止する。
- (14) 下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名記載するものとする。
下請負承認申請書の承認にあたっては、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は当該申請を承認しない。
電話等による確認期間：令和5年5月22日（月）～令和5年6月6日（火）（土曜日曜祝日を除く09：00～17：00）

3 契約条項等を示す場所

入札資料等は、下記に示す期間、第356会計隊出雲派遣隊 契約班窓口において配布する。

令和5年5月22日（月）～令和5年6月6日（火）（土曜日曜祝日を除く09：00～17：00）

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 現場説明会 : 実施しない。

※現物確認希望者については、下記の期間中に調整の上（調整先：第14項(8)の担当者 業務隊 濱村）実施すること。

令和5年5月22日（月）～令和5年6月6日（火）（土曜日曜祝日を除く09：00～17：00）

- (2) 入 札

ア 場 所 : 陸上自衛隊出雲駐屯地第356会計隊出雲派遣隊 入札室
イ 日 時 : 令和5年6月7日 9時00分

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 : 免 除
- (2) 違 約 金 : 落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、
落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を
違約金として徴収する。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された陰影が判別し難い入札

8 契約書の作成

落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。
標準契約書の「売払い物品の解体に関する特約条項」を付する。

9 落札の決定方式

総 額

総額が予定価格以上で最高の価格をもって申込をした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10 売払代金の納付期限

物品引渡しのとしまでに納付しなければならない。

11 所有権移転の時期

当該物件の引渡し完了したとき。

12 物件の引渡し完了の時期

代金を納付した日から原則として5日以内。ただし、物品管理官が期日を定める場合はその日までとする。
なお、引取時間については、土曜日曜祝日を除く09:00～17:00までの間とする。

13 貿易管理令に基づく輸出制限

当該売払車両及びその部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。

14 特記事項

車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分を損害につき賠償を請求する。

15 その他

- (1) 郵便による入札については、令和5年6月6日（火）17時00分必着分までを有効とする。なお、事前に郵便入札の申し出を第356会計隊出雲派遣隊契約班まで行うとともに便着の確認を実施すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡を実施する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めない。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したとき。
- (4) 入札に参加する者は、令和5年6月5日（月）17時00分までに資格決定通知書、引取業登録通知書、フロン類回収業者の登録、解体業の許可、破砕業の許可及び仕様書で示す解体及び破砕の工程表を提出しなければ、入札に参加することができない。（FAX可）
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (6) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒693-0052 島根県出雲市松寄下町1142-1
陸上自衛隊出雲駐屯地 第356会計隊出雲派遣隊 契約班 担当：山岡
0853-21-1045 内線(347) FAX0853-21-1045（直通）
- (7) 規格及び仕様書に関する問い合わせ先
〒693-0052 島根県出雲市松寄下町1142-1
陸上自衛隊出雲駐屯地 出雲駐屯地業務隊 輸送班 担当：濱村（はまむら）
0853-21-1045 内線(318) FAX0853-21-1045（直通）

本公告は、陸上自衛隊出雲駐屯地 第356会計隊出雲派遣隊

陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin>に掲示している。

No.	品名	規格	単位	数量	備考
1	1/2tトラック	三菱 V16BBSFA	両	3	
2	1 1/2tトラック	トヨタ XCD30	両	2	
3	3 1/2tダンプ[はん(汎)用形]	イズブ SKW464	両	3	
4	特大型ダンプ	三菱 FW419LD	両	1	
		以下余白			

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
使用済車両売払い		GV-Z001013C	
	防衛大臣承認	年 月 日	
	作 成	平成30年 6月13日	
	変 更	令和 4年 7月14日	
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両（以下，“車両”という。）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

c) 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44.10.1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- 契約の相手方は，“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，“法律”という。）に基づき実施する。
- 契約の相手方は、法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下請負承認申請書を提出し、承認を受けた者とする。

c) 売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

契約の相手方は、引渡し場所から解体・処分場まで搬送し、処分を行う。また、引渡しを受けた場合、受領書を提出する。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また、外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通したときには損害賠償を請求する。

2.5 引渡車両の解体・処分要領

契約の相手方は、引渡車両の解体・処分に当たっては、2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に示す基準に従ったプレス、せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。また、引渡車両の解体・処分の確認のため車体番号ごとに破碎又は溶解後15日以内に撮影した工程写真を添付する。なお、車台番号の断片確認が困難な場合は、必要に応じ官側の現地確認を受ける。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

4.2 安全管理

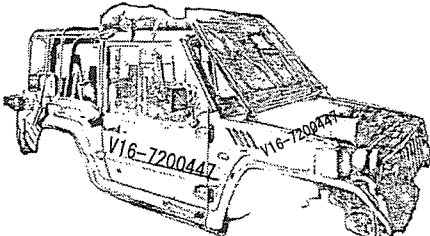
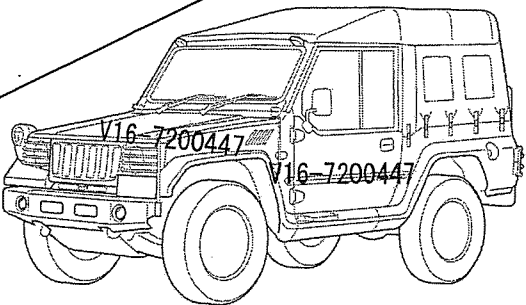
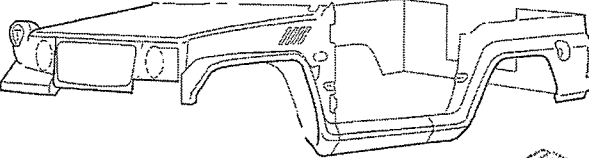
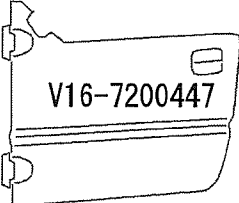
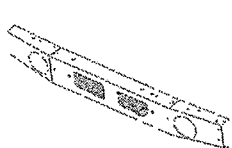
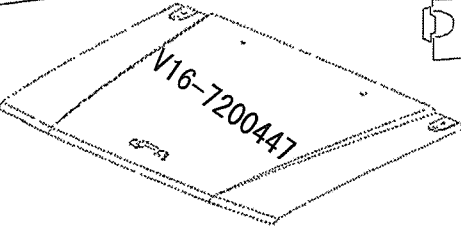
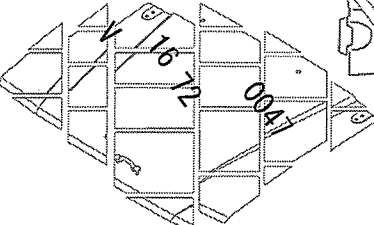
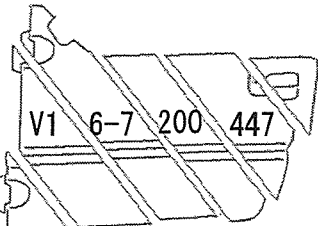
売払い処分における作業は、安全管理に万全を期する。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

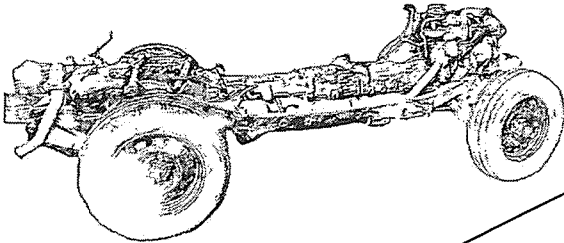
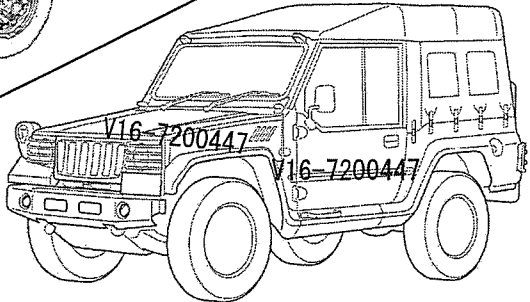
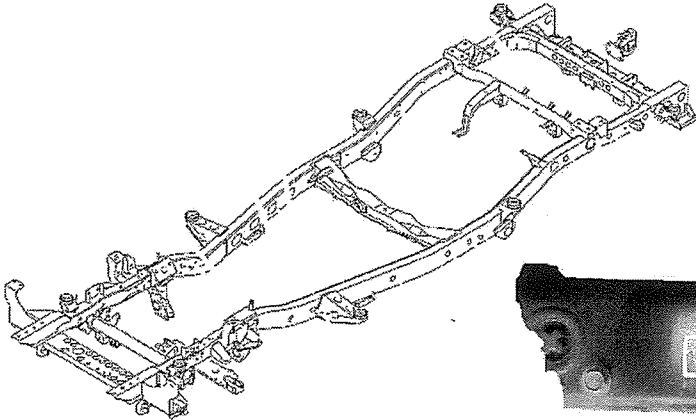
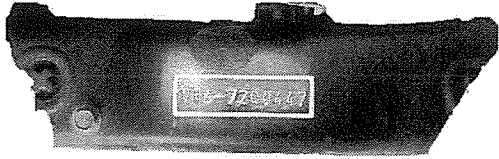
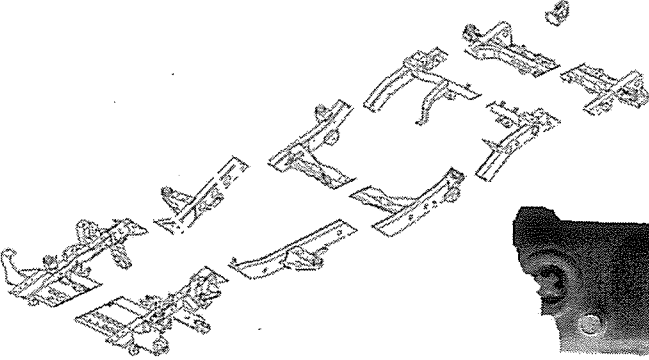
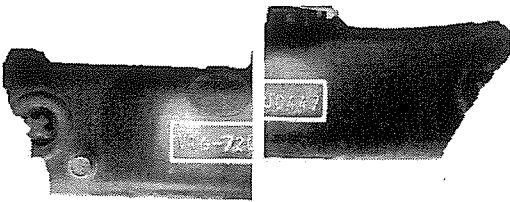
表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記	
1	受領書	1 部	a)	売払い品の引渡し時	様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。	
2	下請負承認申請書 ^{b)}			入札開始前までに。	陸幕会第317号(27. 3. 5)別冊第1「入札及び契約心得」別紙様式16-1都道府県知事の許可証を添付	
3	作業工程表			契約書締結までに。	—	
4 ^{c)}	解体及び破碎(又は溶解)の工程写真			作業完了後15日以内	車台番号ごと、作業前、解体後、粉碎(又は溶解)後に撮影する。 様式は、図1及び図2による。	
5 ^{c)}	解体証明書					様式は、図3による。
6 ^{c)}	破碎(又は溶解)証明書					様式は、図4による。
注 ^{a)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。						
注 ^{b)} 契約の相手方がフロン回収、解体、破碎の全てを実施する場合を除く。						
注 ^{c)} 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。						

車台番号 (車番)	○○○○○○○ (○○-○○○○)
	キャビン・ボデー等外装部品
作業前	解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）  又は 
解体後	部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ） 車台番号を付したボンネット及びドアなどは単独で撮影する。    
破碎又は 溶解後	破碎又は溶解した状態の写真を添付 絵は破碎（せん断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること。 破碎（プレス）及び溶解による場合も車台番号の断片が分かるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。   

注記 ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図1－工程写真の様式

車台番号 (車番)	○○○○○○○ (○○-○○○○)
	フレーム
作業前	解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）  又は 
解体後	部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ）  
破砕又は 溶解後	破砕又は溶解した状態の写真を添付 絵は破砕（せん断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること。 破砕（プレス）及び溶解による場合も車台番号の断片がわかるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。  

注記 ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図2－工程写真の様式

年 月 日

解体証明書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

※ 現地確認を受けた場合には現地確認実施者を記載

※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図3—解体証明書の様式

年 月 日

破 碎（溶 解）証 明 書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎（溶解）処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 溶解実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 溶 解 実 施 日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

※ 現地確認を受けた場合には、現地確認実施者を記載

※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図4－破碎（溶解）証明書の様式

調 達 要 領 指 定 書	売 払 要 求 番 号	第 1 号
	調 達 要 求 年 月 日	令和 5 年 5 月 1 7 日
	作 成 部 課	出雲駐屯地業務隊管理科
	作 成 年 月 日	令和 5 年 5 月 1 6 日
品 名	使 用 済 車 両	
仕 様 書 番 号	GV-Z 0 0 1 0 1 3 C	
指定事項： 1 売払い車両の引渡しは出雲駐屯地内（駐屯地廃車置き場）とする。 2 引渡し時期：契約日～令和 5 年 8 月 3 1 日（木）までの期間 3 仕様書に示された書類の提出先は、出雲駐屯地業務隊管理科輸送班とする。		

装備品等名：1/2 tトラック（平成14年度以降納入車）

（単位：kg）

構成 (等級) 品名	鉄				銅		真鍮		鉛	ガラス	ゴム	未 価値品	計	備考
	鋳物	H 2	H 3	H 4	上	並	真鍮	鋳物						
エンジン	120.8	74.1	6.4	20.9					14.5			9.7	246.4	
エンジン附属装置			9.7	19.3		3.2							32.2	
電気系統		1.6		8.1									9.7	
動力伝導装置		190.0	8.1	17.7					3.2				219.0	
ブレーキ装置		3.2		9.7									12.9	
懸架装置		93.4	20.9	11.3									125.6	
操行装置		24.2	4.8	1.6									30.6	
フレーム・ボディ			249.6	661.9					8.1	58.0	11.3	54.8	1,043.6	
ホイール			40.0										40.0	
タイヤ											50.0		50.0	
バッテリー									26.4			13.8	40.2	
その他			51.5	24.2					1.6			22.5	99.9	
計	120.8	386.5	391.1	774.7		3.2			27.4	58.0	61.3	100.8	1950.0	

装備品等名：11/2tトラック(基準車) (平成16年度以降納入車)

(単位:kg)

品名	鉄					銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未 価値品	計	備考
	構成 (等級)	鋳物	H1	H2 (特級)	H3 (1・2級)	H4 (級外)	並	下	真鍮							
エンジン		185.0		86.9	9.5	9.0	4.2			30.7			5.0	25.0	355.3	
エンジン付属装置					19.3	5.0				7.0			3.0	19.0	53.3	
電気系統					2.0	5.0		12.3		6.0				29.0	54.3	
動力伝導装置		219.5		15.0	56.9	3.2		2.1		75.0			1.0	16.0	388.7	
ブレーキ装置		47.7			2.1	3.0								16.0	68.8	
懸架装置		171.8		20.0	5.0	5.0								37.1	238.9	
操向装置		53.0				6.3				1.0				16.0	76.3	
フレーム及びボディー		15.0		280.2	817.0	48.0				3.2		18.0	10.0	171.0	1,362.4	
ホイール					92.5									27.0	119.5	
タイヤ													181.0		181.0	
バッテリー											21.5			21.5	43.0	
その他					10.0	17.0								111.1	138.1	
計		692.0		402.1	1,014.3	101.5	4.2	14.4	0.0	122.9	21.5	18.0	200.0	488.7	3,080	

装備品等名:31/2tダンプ(はん用形)

(単位:kg)

品名 構成 (等級)	鉄						銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未 価値品	計	備考
	鋳物	特級	1級	2級	級外		上	並	真鍮	鋳物							
エンジン	566.0	169.0	28.0	33.0	2.0		5.0				64.0				6.0	873.0	
エンジン付属装置		9.0		111.0	1.0				30.0						137.0	288.0	
動力伝導装置	492.0	736.0	459.0	66.0							4.0				46.0	1,803.0	
懸架装置	220.0	72.0	316.0	8.0	8.0										6.0	630.0	
操向装置	20.0	12.0	20.0	8.0	3.0										4.0	67.0	
フレーム及びボディ	42.0	83.0	13.0	2,908.0	26.0		2.0						25.0	108.0	157.0	3,364.0	
ホイール		259.0														259.0	
タイヤ														315.0		315.0	
バッテリー												62.0				62.0	
その他			9.0													9.0	
計	1,340.0	1,340.0	845.0	3,134.0	40.0		7.0	0.0	30.0	0.0	68.0	62.0	25.0	423.0	356.0	7,670.0	

装備品等名：特大型ダンプ（平成12年度以降納入車）

(単位:kg)

品名 構成 (等級)	鉄					銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未 価値品	計	備考
	鋳物	特級	1級	2級	級外	上	並	真鍮	鋳物							
エンジン	1,111.0		12.0			3.0				131.0			12.0	89.0	1,358.0	
エンジン附属装置	11.0		172.0							21.0			3.0	253.0	460.0	
電気系統							4.0							30.0	34.0	
動力伝達装置	2,976.0	26.0								99.0				69.0	3,170.0	
ブレーキ装置			20.0					3.0		29.0			20.0	17.0	89.0	
懸架装置	769.0													27.0	796.0	
操向装置	45.0	8.0	1.0										0.0	11.0	65.0	
フレーム及びボディー	1,274.0	280.0	391.0							8.0		50.0	10.0	290.0	2,303.0	
架装部	100.0	2,858.0	105.0			10.0							14.0	58.0	3,145.0	
ホイール	418.0														418.0	
タイヤ														640.0	640.0	
バッテリー			21.0								46.0			36.0	103.0	
その他	21.0		2.0											1.0	24.0	
計	6,725.0	3,172.0	724.0	0.0	0.0	13.0	4.0	3.0	0.0	288.0	46.0	50.0	59.0	1,521.0	12,605.0	

装輪車両の標準解体工数・材料表

標準解体工数	使用材料	
	アセチレン	酸素
4 人／時	0. 6 kg	2. 2 m ²

- 1 全装輪車両に適用する。
- 2 工数及び使用材料は、1 t 当たりとする。

市場価格調査書

提出期限:5.6.6 17:00 まで

分任契約担当官

陸上自衛隊出雲駐屯地

第356会計隊出雲派遣隊長 矢野 健二 殿

住所
名称

引渡場所: 陸上自衛隊出雲駐屯地

金額は消費税を含まない金額とする。 代表者名 印

No.	品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
1	1/2tトラック	三菱V16BBSFA	両	3			
2	1 1/2tトラック	トヨタ XCD30	両	2			
3	3 1/2tダンプ[はん(汎)用形]	イズズSKW464	両	3			
4	特大型ダンプ	三菱FW419LD	両	1			
		以下余白					

		数量	単価	金額	備考
輸送費	()tトラック 距離()km	車			
	()tトラック 距離()km	車			